

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 出納局会計課

法令名	佐賀県証紙条例施行規則	法令の番号	昭和39年規則第21号			
不利益処分の種類	売りさばき人の指定の取消し	根拠条項	第10条の3			
処分基準	<p>会計管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、売りさばき人の指定を取り消すことができる。</p> <p>一 売りさばき人が証紙条例又はこの規則の規定に違反したとき。</p> <p>二 売りさばき人が証紙の売りさばきに必要な資力又は信用を失ったとき。</p> <p>三 売りさばき人が後見開始若しくは保佐開始の審判又は破産の宣告を受けたとき。</p> <p>四 売りさばき人が、第十条第三項第三号又は第四号に掲げる指定基準に適合しなくなったとき。</p> <p>五 前各号に掲げる場合のほか、会計管理者が売りさばき人の指定を取り消す必要があると認めたとき。</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	出納局	交付機関	目次
		2 弁明の機会の付与				NO

